

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	生活系雑排水対策事業			事業番号	30-102
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	経済環境部	石田 康弘	環境対策課	田中 則行	

計 画 (Plan)					
総合計画体系	都市力	まちづくり目標	4	住み続けたい快適で魅力あるまち	
		基本政策	8	自然と調和した住みよいまちづくり	
		施策展開の方向	14	みんなの努力で環境にやさしいまちをつくる	
		施策	30	自然共生社会の構築	
予算事業名	生活系雑排水対策事業費				
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務	(選択してください)→	法令上の位置づけ	努力規定がある	
事業開始年度	開始年度	昭和63年度	～	終了年度	—
関連法令等	伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱、神奈川県合併処理浄化槽整備費補助金交付要綱 他				
国・県の計画等	神奈川県生活排水処理施設整備構想		計画期間	平成22年度から20年間	
関連個別計画	伊勢原市生活排水処理基本計画		計画期間	平成29年度から令和7年度	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	合併処理浄化槽の補助事業は、下水道事業計画から除外された区域の一般家庭に合併処理浄化槽の普及を促します。継続的に補助し、家庭で出来る水質の浄化対策をPRすることにより、生活系雑排水対策について市民意識の向上を図ります。水源地域である日向川流域(左岸)には県水源交付金を活用した補助を実施し、更なる合併処理浄化槽の普及を図ります。				
目的 (何をどうしたいのか)	合併処理浄化槽の普及を支援し、河川水質の維持・改善を図ります。				
主な対象 (誰・何を対象に)	公共下水道事業計画区域外の地域で、既設の単独浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽に設置替える者を対象に設置補助金を交付。				
事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 生活系雑排水による河川の水質汚濁防止を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽に設置替えを行う場合に補助金を交付します。 合併処理浄化槽の適正管理について、啓発します。 				
事業行程	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	合併処理浄化槽補助	補助実施(6基)	補助実施(6基)	補助実施(6基)	
	適正管理啓発	啓発実施	啓発実施	啓発実施	
目 標	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	補助事業による合併処理浄化槽設置基数	1,410基 (平成28年度)	1,417基	1,423基	1,429基



事業実施 (Do)

事業実施 (D○)

事業の「取組方針」 (前年度事務事業評価)	設置費の自己負担を軽減するため、国県の補助金制度を活用した中、宅内工事費にかかる補助額を追加し、合併処理浄化槽への転換を促進します。 また、河川水質の向上を図るためには、浄化槽の適正な維持管理が必要であり、浄化槽法に基づく点検・清掃の実施についても併せて啓発していきます。			
実施方法 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> すべて直接実施 <input type="radio"/> 左記以外			
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	委託先又は指定管理者	
	<input type="checkbox"/> 補助金		補助先	
	<input type="checkbox"/> その他		具体的内容	
実施結果	項目	年度		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	合併処理浄化槽補助	補助実施(3基)	補助実施(4基)	補助実施(6基)
	適正管理啓発	啓発実施	啓発実施	啓発実施
実施した取組の内容	単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者(基数6)に対し設置補助(令和2年度より宅内配管費用分を補助拡大)を実施し、生活系雑排水による河川の水質汚濁防止を図りました。 また、広報いせはら等による補助制度の周知を実施しました。			
目標の達成状況	【指標名】	年度		
	【現状値】	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	補助事業による合併処理浄化槽設置基数	1,410基 (平成28年度)	1,414基	1,418基

コスト	年度	平成30年度 実績				令和元年度 実績				令和2年度 実績				
	事業費合計(a)		1,638	千円	1,859	千円	4,426	千円	4,426	千円	4,426	千円		
	内訳	国県支出金 ①	1,347	千円	1,446	千円	3,401	千円	3,401	千円	3,401	千円		
		地方債 ②	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円		
		その他特財 ③	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円		
		一般財源 (a)-①-②-③	291	千円	413	千円	1,025	千円	1,025	千円	1,025	千円		
	国県支出金の内容		循環型社会形成推進交付金(国)補助対象経費(6基)×1/3 合併処理浄化槽整備費補助金(県)補助対象経費(4基)×1/3 水源環境保全・再生市町村交付金(県)補助対象経費(2基)－控除額											
	その他特財の内容	受益者負担	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無				前回の改定時期	令和2年4月1日						
		その他												
	人件費	正規職員	0.25	人	2,128	千円	0.25	人	2,175	千円	0.25	人	2,150	千円
		その他の職員	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
		人件費合計(b)	0.25	人	2,128	千円	0.25	人	2,175	千円	0.25	人	2,150	千円
	トータルコスト (a)+(b)		3,766	千円	4,034	千円	6,576	千円	6,576	千円	6,576	千円		
	単位当たりコスト	対象数	定義	補助対象者		単位	補助対象者		単位	補助対象者		単位		
			対象数	8,476	人	8,153	人	7,867	人					
総事業費／対象数		444	円	495	円	836	円							

評 価 (Check)				
進捗状況 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 計画どおり (A) <input type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	A	左記判断理由	国庫交付金の補助拡大による補助金増額の効果により、計画どおり年間6基の補助を実施することができました。
実施水準 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input checked="" type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input type="radio"/> 一律に比較できない事業	B	他都市の事業内容等	他市においても同じ国庫交付金や県補助金を活用して補助を実施しており、本市と同水準で実施されています。(一部市にて国庫補助単価に上乘せ補助(撤去費分補助や市単による増額)有り)
有効性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換することで、生活系雑排水による河川への汚れを約1/8に減らすことができるとされており、有効性は高いと考えられます。
効率性 〔選択・記入〕	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である(C)	A	左記判断理由	公共下水道の水洗化率の向上や合併処理浄化槽の普及啓発による市民の環境への関心の高まりから、河川の水質改善が進んでおり、環境基準を達成しています。


 取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)	
事業推進上の課題	本市における公共下水道計画(集合処理)が市街化区域を主とする整備であるため、その他の公共下水道未普及地区(主に市街化調整区域)では、合併処理浄化槽(個別処理)による生活系雑排水対策が必要となっていますが、個人設置であるが故に合併処理浄化槽への転換については、補助金制度を活用しても自己負担が生じるため、進みづらい状況となっています。
令和3年度の取組方針	公共下水道計画区域以外の区域において合併処理浄化槽への転換の必要性及び補助制度を周知し、補助金交付により転換を着実に促進し、生活系雑排水による河川の水質汚濁の防止に努めます。また、河川の水質向上を図るためには、浄化槽の適正な維持管理が必要となるため、浄化槽法に基づく点検・清掃の実施についても併せて啓発を進めます。
所管部長による総評	本市の豊かな自然環境を保全するため、公共下水道計画区域以外の区域における生活系雑排水処理は、個人設置である合併処理浄化槽が担うこととなります。令和2年度より補助対象を拡大した補助制度の周知を多方面に行うことにより、単独処理浄化槽からの切り替えを一層加速させ河川水質の維持・改善を図っていきます。